

○ 招 集 告 示

蓮田白岡衛生組合告示第6号

平成29年第3回（9月）蓮田白岡衛生組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年9月29日

蓮田白岡衛生組合  
管理者 中 野 和 信

1 期 日 平成29年10月6日（金）午前9時00分

2 場 所 蓮田白岡衛生組合大会議室

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

平成29年第3回定例会 会期 10月6日 1日間

応招議員（12名）

1番	石川誠司議員	2番	菊池義人議員
3番	齋藤隆宗議員	4番	高木隆三議員
5番	船橋由貴子議員	6番	鈴木貴美子議員
7番	鬼久保二郎議員	8番	黒須大一郎議員
9番	関口昌男議員	10番	齋藤信治議員
11番	大倉秀夫議員	12番	田中秀行議員

不応招議員（なし）

平成29年第3回(9月)蓮田白岡衛生組合議会(定例会)会議録

平成29年10月6日(金曜日)

議事日程(第1号)

- 1 開 会
- 2 開 議
- 3 会議録署名議員の指名
- 4 会期の決定
- 5 諸報告
- 6 管理者提出議案の報告並びに上程
- 7 議案第11号、議案第12号の一括上程
- 8 管理者提出議案の総括説明並びに行政報告
- 9 議案第11号の内容説明
- 10 議案第11号に対する質疑
- 11 討 論
- 12 採 決
- 13 議案第12号の内容説明
- 14 議案第12号に対する質疑
- 15 討 論
- 16 採 決
- 17 副管理者の挨拶
- 18 閉 会

午前9時00分開会

出席議員（12名）

1番	石川誠司	議員	2番	菊池義人	議員
3番	齋藤隆宗	議員	4番	高木隆三	議員
5番	船橋由貴子	議員	6番	鈴木貴美子	議員
7番	鬼久保二郎	議員	8番	黒須大一郎	議員
9番	関口昌男	議員	10番	斎藤信治	議員
11番	大倉秀夫	議員	12番	田中秀行	議員

欠席議員（なし）

議長より出席要求者

中野敦一	蓮田市環境課長	大橋浩明	白岡市環境課長
内田薫	代表監査委員		

説明のための出席者

中野和信	管理者	小島卓	副管理者
安西勝美	会計管理者	宮野俊彦	事務局長
山崎喜紀	次長兼リサイクル推進課長	黒崎晃	庶務課長
齋藤晃	廃棄物対策課長	小林秀之	施設課長

事務局職員出席者

書記 藤井勇年	書記 中村武雄
書記 齋藤芳和	書記 中山和夫
書記 中野泰孝	書記 長谷川 薫

---

◇

◎開会の宣告

(午前9時00分)

○高木隆三議長 9月定例議会のご案内を申し上げましたところ、大変お忙しい中、ご出席を賜りましてありがとうございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより平成29年第3回蓮田白岡衛生組合議会定例会を開会いたします。

---

◇

◎開議の宣告

○高木隆三議長 直ちに本日の会議を開きます。

---

◇

◎会議録署名議員の指名

○高木隆三議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、議長において

3番 齋藤隆宗 議員

5番 船橋由貴子 議員

を指名いたします。

---

◇

◎会期の決定

○高木隆三議長 日程第2、会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、本日10月6日の1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

◎諸報告

- 高木隆三議長 日程第3、諸報告をいたします。本定例会に説明員として出席する者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。



◎管理者提出議案の報告並びに上程

- 高木隆三議長 日程第4、管理者提出議案の報告並びに上程を行います。

事務局に朗読をいたさせます。

宮野事務局長。

〔事務局長朗読〕

- 高木隆三議長 ただいま報告いたしました議案は、あらかじめお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。



◎議案第11号、議案第12号の一括上程

- 高木隆三議長 議案第11号ないし議案第12号を本定例会に上程いたします。



◎管理者提出議案の総括説明並びに行政報告

- 高木隆三議長 日程第5、管理者提出議案の総括説明並びに行政報告を求めます。

中野管理者。

- 中野和信管理者 皆さん、おはようございます。高木隆三議長のお許しをいただきましたので、提出議案につきましてご説明を申し上げたいと存じますが、その前に一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、平成29年第3回蓮田白岡衛生組合議会定例会が開催されますことにまずもって厚く御礼を申し上げる次第でございます。議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、ご参集を賜り、まことにありがとうございます。

日ごろ両市をはじめ組合進展のため、議員の皆様におかれましては、多大なるご尽力をいただいておりますことを重ねて御礼を申し上げる次第であります。

また、本日は議案第12号の平成28年度決算認定の関係で内田薫代表監査委員にもご出席をこの後

いただきます。お世話になりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、提出議案につきまして総括説明をさせていただきます。

初めに、議案第11号 平成29年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第1号）についてでございます。今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ251万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億8,404万4,000円とするものでございます。

まず、歳入につきましては、繰入金において、当初焼却炉補修工事費等の財源に充てるため、施設整備基金の一部を取り崩し、基金繰入金として2,000万円を計上しておりましたが、前年度の繰越金として4,251万8,000円が確定し、財源の確保が行えたことから、繰入金の減額と繰越金の増額をお願いするものでございます。

次に、歳出でございますが、2款総務費では、ルール違反ごみなど集積所に出されたごみへの啓発として警告シール等の作成に要する費用をお願いするほか、管理棟の給水管の改修を行うための工事費や環境センター正門付近に安全対策用ポールコーンの購入に要する費用をお願いするものでございます。また、財産管理費におきましては、執行額の確定した予算の減額を行うものでございます。

次に、3款衛生費では、ごみ処理施設及びし尿処理施設で使用されている自動扉の部品交換等の工事費並びに管理棟側の計量器の部品交換に要する工事費をお願いするほか、粗大ごみ受け入れ部の集じん装置の点検及びフィルター交換に要する委託費用や場内での運搬に使用しているアームロール車両のコンテナを購入する費用をお願いするものでございます。また、じん芥処理費及びし尿処理費においては、執行額の確定した予算の減額をするものでございます。

次に、4款公債費では、ごみ処理施設延命化工事に係る地方債の元金の増額をお願いするほか、利子においては借り入れ利率が確定したことにより減額をするものでございます。

続きまして、議案第12号 平成28年度蓮田白岡衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。平成28年度蓮田白岡衛生組合一般会計歳入歳出予算につきましては、去る5月31日をもって出納閉鎖をしたところでございます。その結果、歳入総額は16億6,369万3,213円、歳出総額は16億2,117万4,261円となりました。歳入歳出の差引額は4,251万8,952円でございます。実質収支額につきましても同額でございます。この結果につきましては、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、監査委員さんの審査をお願いしておりますので、意見書を付してご提案申し上げます。詳細につきましては、後ほど事務局からご説明申し上げます。

以上、提出議案の総括説明をさせていただきました。慎重審議の上、ご可決、ご認定を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、2件の行政報告をさせていただきます。

まず初めに、ごみ処理施設延命化工事の進捗状況についてご報告申し上げます。当組合のごみ処理施設及び粗大ごみ処理施設は、平成7年の竣工以来、長期にわたり稼働していることから、施設

の主要な機器に腐食や摩耗による老朽化が見られ、平成24年12月に廃棄物処理施設長寿命化計画を策定いたしました。本計画に基づき、平成25年度から平成29年度、本年度までの5カ年において、ごみ処理を行う上で重要な焼却炉の本体や排ガスの処理設備、粗大ごみ処理施設の主要設備、電気計装設備などの基幹的な設備を更新する17件の工事を実施しているところでございます。今年度がその最終年度となっております。

工事全般の進捗状況につきましては、昨年度末までの4年間でもって14件の工事が完了し、本年度は破砕物搬送コンベヤー補修工事ほか2件の工事を実施し、順調に工事は進行しているところでございます。契約及び進捗の状況につきましては、別紙、廃棄物処理施設長寿命化計画に基づく延命化工事の契約及び進捗状況をごらんいただければと存じます。今後におきましても、既存施設を大切に使用しながら安定したごみ処理を行ってまいりたいと考えております。

次に、子供服及びおもちゃの交換会の開催結果についてご報告申し上げます。この事業は、リユースの推進を図ることを目的として、不要となった子供服やおもちゃを持ち寄り、欲しい品物と交換するもので、当組合のエコプラザまつりで開催するほか、毎年蓮田市で開催されている雅楽谷の森フェスティバルや子育てミニフェスタ、また白岡市で開催されているわんぱく笑店街に参加し、大変好評を博している事業でございます。このことから、多くの市民の方々がこの交換会イベントに触れる機会を広めるため、夏休みの特別イベントとして、当組合のエコプラザにおいて8月24日木曜日と25日金曜日の2日間にわたり子供服及びおもちゃの交換会を開催したところでございます。この交換会では、環境センターに搬入された資源物の中から選別した子供服約1,500着、おもちゃ約3,000点のほか小物類をそれぞれ用意し、市民の方々が持ち寄った子供服やおもちゃと交換を行いました。平日にもかかわらず、2日間で延べ94人、大人の方が41人、子供が53人の親子連れの方々にご来場いただき、次回の開催日を聞かれるほどの好評のうちに終了することができました。今後におきましても、機会あるごとにこの交換事業を開催し、市民の3R、リデュース、リユース、リサイクル意識の高揚を図りながら啓発事業の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上で行政報告を終わらせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。ありがとうございました。

○高木隆三議長 管理者提出議案の総括説明並びに行政報告が終わりました。



◎議案第11号の内容説明

○高木隆三議長 日程第6、議案第11号 平成29年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

朗読を省略して内容説明を求めます。



宮野事務局長。

○宮野俊彦事務局長 それでは、議案第11号 平成29年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第1号）につきまして内容説明を申し上げます。着座にて説明させていただきます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ251万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億8,404万4,000円とするものでございます。

恐れ入りますが、議案書の1ページ目をお開きください。今回の補正は、歳入では繰入金を減額し、繰越金を増額するものでございます。歳出にあっては、総務費を減額し、衛生費及び公債費を増額するものでございます。詳細の内容につきましては、事項別明細書にてご説明申し上げます。

それでは、3ページをお開きください。まず、歳入につきましてご説明申し上げます。4款繰入金、1項基金繰入金、1目基金繰入金につきましては、施設整備基金の繰り入れを予定しておりましたが、前年度繰越金の一部を充てることで財源確保が整ったことから、2,000万円の減額をするものでございます。

次に、5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金につきましては、前年度繰越金として2,251万8,000円の増額をするものでございます。

次に、歳出につきましてご説明申し上げます。恐れ入ります。4ページをごらんください。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、13節委託料の搬入関係伝票作成業務委託料につきましては、集積所へ排出される分別不良等のごみ並びに年始の収集日を周知するためのシールを作成する費用をお願いするものでございます。

次に、2目財産管理費、13節委託料の場内環境保全業務委託料並びに14節使用料及び賃借料のOA機器借上料及び電算事務機器借上料につきましては、執行額が確定したことから、それぞれ減額をするものでございます。

次の15節工事請負費の管理棟給水設備改修工事につきましては、管理棟付近の地盤沈下により、建屋内の一部において給水管の接続部分に段差が生じ、給水管に亀裂が生じるおそれがあることから、改修工事を行うための費用をお願いするものでございます。

次のリサイクルプラザ研修室等改修工事につきましては、執行額が確定したことから、不用額を減額するものでございます。

次の16節原材料費、場内補修材につきましては、環境センター正門付近の車両事故防止のための安全対策用のポールを購入するものでございます。

次に、3款衛生費、1項清掃費、1目清掃総務費、15節工事請負費、自動扉補修工事につきましては、ごみ処理施設及びし尿処理施設の9基の自動扉の点検を実施したところ、エアシリンダーなどの部品が劣化により交換が必要との指摘がされたことから、それらの補修工事を実施するものでございます。

次の計量器補修工事につきましては、平成28年度と同機器の点検業務においてロードセル等の部

品交換を推奨されていたところではありますが、このたび劣化が著しいことから、計量器全般の点検を含め、主要部品の交換補修工事を実施するものでございます。

次に、2目じん芥処理費の関係ですが、歳入において基金繰入金の減額補正をお願いすることから、補正額の財源内訳につきましては、特定財源を2,000万円減額し、一般財源として宛てがう旨の補正をお願いするものでございます。

まず、13節委託料、ごみ処理施設機器保守点検業務委託料につきましては、目詰まりを起こしている粗大ごみ受け入れ部、集じん装置のフィルターの交換並びに清掃に要する費用をお願いするものでございます。

次の焼却灰等放射性物質濃度測定業務委託料につきましては、執行額が確定したことから、減額するものでございます。

次の14節使用料及び賃借料から16節原材料費につきましては、それぞれ執行額が確定したことから、不用額について減額するものでございます。

次に、18節備品購入費、機械器具費につきましては、14年間使用してきたアームロール車のコンテナ部分が腐食による穴あきが著しく、補修できない状況であることから、新たにコンテナ2台を購入する費用並びにパイプの切断に使用する高速カッター1台の購入費用でございます。

続きまして、5ページをお開きください。3目し尿処理費、11節需用費の機械修繕料並びに13節委託料のし尿処理施設清掃業務委託料、し尿処理施設精密機能検査業務委託料につきましては、それぞれ執行額が確定したことから、減額するものでございます。

次に、4款公債費、1項公債費、1目元金、23節償還金、利子及び割引料の地方債元金につきましては、平成28年度に借り入れいたしましたごみ処理施設延命化事業において平成29年度当初予算での償還元金の計上漏れがございましたので、まことに申しわけございませんが、今回計上をお願いするものでございます。

次の2目利子につきましては、平成28年度借り入れ分の利率が確定したことから、減額をお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第11号 平成29年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

以上でございます。

○高木隆三議長 説明が終わりました。



◎議案第11号に対する質疑

○高木隆三議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

12番、田中秀行議員。

○12番 田中秀行議員 12番、田中秀行です。歳入の4款繰入金の1目基金繰入金、合計で幾らになりましたか、施設整備基金繰入金は。

○高木隆三議長 黒崎庶務課長。

○黒崎 晃庶務課長 平成29年3月末現在の残高を申し上げます。1億6,017万2,271円でございます。

○高木隆三議長 5番、船橋由貴子議員。

○5番 船橋由貴子議員 5番、船橋です。歳出の総務費、2目財産管理費の15節工事請負費で、管理棟給水整備改修工事で地盤沈下という説明があったかと思うのですが、この地盤沈下の理由というのは把握されていますでしょうか。

○高木隆三議長 黒崎庶務課長。

○黒崎 晃庶務課長 地盤沈下の理由は定かではございませんが、組合の敷地全般的に地盤沈下が見受けられます。今こちらにいらっしゃる管理棟もそうですが、ごみ処理施設のほうにおきましても地盤沈下が起きまして、トイレの配管が脱落するということも起きております。ごみ処理施設のトイレにつきましては、補修が終わりまして、新たにトイレの設置が済んでいるところでございますが、組合の施設は旧河川の埋立地でございますので、どうしても地盤沈下というものが避けられないという状況にあると思われまして。

○高木隆三議長 5番、船橋由貴子議員。

○5番 船橋由貴子議員 では、全般的に沈下が進んでいるということで、あちこちで今後も出てくる可能性があるということでしょうか。対策はできないということですか。

○高木隆三議長 黒崎庶務課長。

○黒崎 晃庶務課長 陥没と言うまでには行きませんが、徐々に地盤沈下をしている傾向は見られております。そのために、発見次第補修を施していくという対策で今対応しております。

○高木隆三議長 1番、石川誠司議員。

○1番 石川誠司議員 1番、石川でございます。歳出の公債費、先ほど地方債元金が計上漏れということでしたが、どういう経緯か説明していただけますか。

○高木隆三議長 黒崎庶務課長。

○黒崎 晃庶務課長 大変申しわけございません。こちらの計上につきましては、国からの借り入れもしくは埼玉県からの借り入れということで、2本立てで借り入れをしているところでございますが、当初事務方といたしまして、県の借り入れが1年間据え置きという借り入れをお願いをして、国も同じ1年の据え置きというふうに勘違いをしてしまったことから、実情は据え置きなしということですので、国に対する償還金の元金の計上が漏れてしまったということでございます。大変申しわけございませんでした。

○高木隆三議長 1番、石川誠司議員。

○1番 石川誠司議員 その元金のご説明は理解いたしました。利子のところで、利率が確定したので、この額ということですが、何本借入れがあるかわからないのですけれども、どの部分の利率がどうであったかという説明はできますでしょうか。

○高木隆三議長 黒崎庶務課長。

○黒崎 晃庶務課長 今回の補正に係る利率でございますが、平成28年度に借入れをしたものでございまして、当初0.5%を想定しての予算計上でございましたが、実情は0.01%ということでの借入れになりましたので、その差額を減額させていただきました。

○高木隆三議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



#### ◎討 論

○高木隆三議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



#### ◎採 決

○高木隆三議長 これより採決に入ります。

議案第11号 平成29年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○高木隆三議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第12号の内容説明

○高木隆三議長 日程第7、議案第12号 平成28年度蓮田白岡衛生組合一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

ここで内田代表監査委員の出席を求めるため、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時25分

再開 午前 9時26分

○高木隆三議長 再開いたします。

現在員12名でございます。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第12号 平成28年度蓮田白岡衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について、朗読を省略して内容説明を求めます。

安西会計管理者。

○安西勝美会計管理者 おはようございます。それでは、平成28年度蓮田白岡衛生組合一般会計歳入歳出決算の概要についてご説明申し上げます。着座にて失礼いたします。

恐れ入ります。お手元の資料、歳入歳出決算書の1ページ及び2ページをお開きいただきたいと思います。まず、歳入につきましては、1款分担金及び負担金から7款組合債まででございます。

1ページの一番下の歳入合計欄を横にごらんいただきたいと思います。予算現額16億5,625万3,000円に対しまして、収入済額は16億6,369万3,213円でございます。率にしまして、予算現額に対し100.4%となっております。また、前年度収入済額と比較いたしますと、5億392万1,586円の減額となり、率にして23.2%の減でございます。

それでは、1款分担金及び負担金から説明させていただきます。1項分担金につきましては、組合同規約に基づく両市の分担金でございます。予算現額10億7,675万4,000円に対しまして、収入済額につきましても同額でございます。

次に、2項負担金につきましては、両市の不燃物の収集運搬に係る経費の負担金でございます。予算現額7,882万8,000円に対しまして、収入済額は7,913万2,900円でございます。分担金、負担金を合わせました収入済額は11億5,588万6,900円でございます。歳入決算額の69.4%を占めております。

次に、2款使用料及び手数料でございます。1項使用料につきましては、リサイクルプラザの会議室等の使用料並びに自動販売機設置料、電柱使用料などの行政財産使用料でございます。予算現

額 5 万 3,000 円に對しまして、収入済額は 6 万 5,480 円でございます。

2 項手数料につきましては、ごみ及びし尿の処理に係る手数料でございます。予算現額 3 億 4,805 万 1,000 円に對しまして、収入済額は 3 億 4,975 万 7,362 円でございます。収入率は 100.5% でございます。

次に、3 款財産収入でございます。1 項財産運用収入につきましては、施設整備基金の運用利益でございます。予算現額 4 万 2,000 円に對しまして、収入済額は 4 万 2,837 円でございます。

2 項財産売却収入につきましては、鉄、アルミ、ペットボトル、古紙類売却等の売却収入でございます。予算現額 6,676 万 8,000 円に對しまして、収入済額は 6,752 万 9,860 円でございます。収入率は 101.1% でございます。

次に、4 款繰入金につきましては、平成 28 年度はございませんでした。

次に、5 款繰越金でございます。1 項繰越金につきましては、前年度からの繰越金でございます。予算現額 6,342 万 6,000 円に對しまして、収入済額は 6,342 万 6,285 円でございます。

次に、6 款諸収入でございます。1 項預金利子につきましては、定期預金積み立てによる預金利息でございます。予算現額 3 万 1,000 円に對しまして、収入済額は 3 万 1,941 円でございます。

2 項雑入につきましては、福島第一原子力発電所事故に起因する東京電力損害賠償金（平成 27 年度分）のほか、粗大ごみ処理施設における火災事故に対する建物災害共済金、有料広告掲載料金、環境講座参加費並びに職員委託業者の駐車場使用料などがございます。予算現額 350 万円に對しまして、収入済額は 815 万 2,548 円でございます。収入率は 232.9% でございます。

次に、7 款組合債でございます。1 項組合債につきましては、ごみ焼却施設延命化事業債として財務省の財政融資資金及び埼玉県のふるさと創造貸付金を借り入れたものでございます。予算現額 1,880 万円に對し、収入済額につきましても同額でございます。

続きまして、歳出について申し上げます。恐れ入れますが、3 ページ及び 4 ページをお開きください。1 款議会費から 5 款予備費まででございます。

一番下の欄の歳出合計でございますが、予算現額 16 億 5,625 万 3,000 円に對しまして、支出済額は 16 億 2,117 万 4,261 円でございます。執行率は 97.9% でございます。

まず、1 款議会費につきましては、予算現額 143 万 1,000 円に對しまして、支出済額は 128 万 5,478 円でございます。執行率は 89.8% でございます。

次に、2 款総務費でございます。1 項総務管理費につきましては、予算現額 3 億 6,892 万 6,000 円に對しまして、支出済額は 3 億 6,562 万 3,838 円でございます。執行率は 99.1% でございます。

2 項監査委員費につきましては、予算現額 8 万 3,000 円に對しまして、支出済額は 8 万 2,253 円でございます。執行率は 99.1% でございます。

次に、3 款衛生費につきましては、予算現額 11 億 5,508 万 5,000 円に對しまして、支出済額は 11 億 2,862 万 855 円でございます。執行率は 97.7% でございます。

次に、4款公債費につきましては、予算現額1億2,572万8,000円に対しまして、支出済額は1億2,556万1,837円でございます。執行率は99.9%でございます。

次に、5款予備費につきましては、予算現額500万円に対しまして、支出済額はゼロ円でございます。

続きまして、21ページ及び22ページをお開きいただきたいと思います。事項別明細書の最後のページになりますが、一番下に歳出合計欄がございます。そちらをごらんください。当初予算額は16億6,916万7,000円でしたが、補正予算額といたしまして1,291万4,000円の減額補正をいたしましたので、予算現額は16億5,625万3,000円となりまして、支出済額は16億2,117万4,261円となります。

続きまして、23ページをお開きいただきたいと思います。実質収支に関する調書でございますが、歳入総額16億6,369万3,000円から歳出総額16億2,117万4,000円を差し引いた歳入歳出差引額は4,251万9,000円となります。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額も同額の4,251万9,000円となるものでございます。

続きまして、24ページ、25ページをお開きいただきたいと思います。財産に関する調書でございますが、公有財産関係につきましては、平成28年度中の増減はございませんでした。

続きまして、26ページをお開きいただきたいと思います。物品につきましても、平成28年度中の増減はございませんでした。

最後に、27ページの基金につきまして申し上げます。施設整備基金として前年度末現在高1億2,012万9,000円で、決算年度中増減高は4,004万3,000円ございましたので、決算年度末現在高は1億6,017万2,000円となるものでございます。

以上、簡単でございますが、決算の概要について説明を終わらせていただきます。

○高木隆三議長 会計管理者の説明が終わりました。

事務局による細部説明を求めます。

宮野事務局長。

○宮野俊彦事務局長 平成28年度蓮田白岡衛生組合一般会計歳入歳出決算の主な内容につきまして、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。座って説明させていただきます。

お手持ちの資料、歳入歳出決算書の5ページ、6ページをお開きください。まず、歳入から申し上げます。1款1項1目分担金につきましては、組合同約第13条に基づきまして、均等割25%、平成28年1月1日現在の人口割75%に相当する額を両市にご負担いただいたものでございます。按分率で、蓮田市が53.421%、白岡市が46.579%の割合でご負担をいただきました。

延命化事業分につきましては、平成25年度から5カ年事業としてごみ処理施設の延命化を図るため、機器類の大規模な補修工事を集中的に行うための費用として、通常経費とは別枠で両市にご負担をいただいております。

次に、2項1目負担金につきましては、不燃物収集運搬に係る経費の負担金であります。組合規約及び組合条例に基づき、1世帯につき月額140円を両市にご負担いただいたものでございます。

次に、2款1項1目使用料、1節リサイクルプラザ使用料につきましては、リサイクルプラザ内の研修室及び会議室の使用料でございます。年間の申し込み件数として88件、総利用人数としては1,035人の利用がございました。

次に、2款2項1目手数料、1節ごみ手数料に移らせていただきます。まず、ごみ処理手数料（有料指定袋）につきましては、燃えるごみ、燃やせないごみ用の有料指定ごみ袋454万5,625枚の販売額でございます。

次の搬入ごみ手数料でございますが、当組合に直接持ち込まれた廃棄物の処理手数料でございます。一般廃棄物につきましては、税別で10キロ当たり143円、産業廃棄物が10キロ当たり239円の手数料を徴収したものでございます。

次に、1つ飛びまして、粗大ごみ処理手数料につきましては、粗大ごみを各家庭の玄関先で収集した処理手数料でございます。主なものとしまして、布団、ソファ、たんす、机などを収集したものでございます。

1つ飛びまして、医療系廃棄物処理手数料につきましては、両市内の医院、薬局などから排出される感染性廃棄物などの処理手数料で、年間で172件の依頼を受け、延べ700個を収集処分したものでございます。

次に、廃タイヤ・バッテリー処分手数料につきましては、平成28年度は年1回開催いたしましたタイヤ・バッテリー引取会における引き取り手数料でございます。

次に、産業廃棄物（廃プラスチック類）収集運搬処分手数料につきましては、両市内の比較的小規模な事業所から排出される廃プラスチック類を収集、運搬並びに処分するために使用する有料指定ごみ袋約3,500枚の販売額でございます。

次に、2節し尿手数料の関係ですが、し尿汲取処理手数料につきましては、汲取り式トイレを利用されている家庭の清掃券及び現金での取り扱い手数料でございます。1世帯につき税別で382円、1人につき同じく税別で334円の汲取り手数料でございます。

次のし尿量目汲取り処理手数料につきましては、簡易水洗トイレや仮設トイレなどの汲取り手数料でございます。税別で10リットル当たり86円の汲取り手数料でございます。

続きまして、7ページ、8ページをお開きください。3款1項1目利子及び配当金につきましては、延べ5件の施設整備基金の運用利子でございます。

次に、3款2項1目物品売払収入につきましては、各種資源物の売却益でございます。まず、鉄、アルミ売却につきましては、鉄、アルミ、粗大鉄等、約613トンの売却益でございます。前年度と比較しますと、数量は約74トンの減となり、単価の値下がりも重なり、約1,000万円の減となっております。



次のペットボトル売却につきましては、ペットボトル及びペットボトルキャップ約264トンの売却益でございます。前年と比較しますと、数量は約6トンの増となりましたが、単価の値下がりにより約133万円の減となっております。

次の古紙類売却につきましては、各集積所から収集する新聞、雑誌、段ボール、布類などと市民が当組合へ直接搬入した古紙類の中から回収した雑誌、段ボール、布類など約2,636トン売却したものでございます。前年度と比較しますと、回収量の減少などにより約785万円の減となっております。

次のリサイクル家具売却につきましては、エコプラザにおきまして毎月開催しているリユース品抽選販売、リユース品常時販売における日用品や衣類など合計1,248件のほか、エコプラザまつりにおけるリユース品即売並びに再生肥料の売却益でございます。

次の小型家電売却につきましては、小型家電リサイクル法に基づき、小型家電製品や携帯電話、パソコンなど約279トンの売却益でございます。

次に、5款1項1目繰越金につきましては、前年度繰越金でございます。

次に、6款1項1目組合預金利子につきましては、平成28年度中に資金運用を行った計11件の定期預金利子でございます。

次に、2項1目雑入につきましては、ごみ収集日程表の広告収入並びに自動販売機の電気料、また職員及び委託業者の駐車場利用料のほか、平成27年度分の東京電力損害賠償金並びに粗大ごみ処理施設火災事故に係る建物災害共済金でございます。

続きまして、9ページ、10ページをお開きください。7款1項1目衛生債の1節廃棄物処理施設整備債につきましては、ごみ焼却施設延命化事業債として、国からの財政融資資金1,500万円及び埼玉県ふるさと創造貸付金から380万円、合計1,880万円を借り入れたものでございます。

続きまして、歳出につきましてご説明いたします。11ページ、12ページをお開きください。1款1項1目議会費につきましては、議員報酬及び旅費のほか、議会運営に要した経費でございます。

次に、2款1項1目一般管理費につきましては、1節報酬として、特別職、情報公開・個人情報保護制度審議会委員、廃棄物減量等推進審議会委員の報酬でございます。

2節給料から5節災害補償費までは、職員33名に係る人件費等でございます。7節賃金につきましては、事務補助として延べ3名分の臨時職員をお願いしたものでございます。

次に、11節需用費のうち消耗品費については、コピー用紙やトナーカートリッジなどの消耗品等の購入に要した費用でございます。

続きまして、13ページ、14ページをお開きください。13節の委託料に移らせていただきます。委託料中、上から5行目の例規データベース保守管理業務委託料につきましては、定期的な例規データの更新並びに例規集の追録加除に要した経費でございます。

次に、1つ飛びまして、広報紙等作成業務委託料につきましては、年3回発行している環境セン

ターだよりの作成に要した経費でございます。

次の環境啓発推進事業業務委託料につきましては、市内小中学校から排出される廃食用油をバイオディーゼル燃料としてごみ収集車4台に使用する事業並びに環境センター見学者等への啓発事業に要した経費でございます。

次の搬入関係伝票作成業務委託料につきましては、ごみを当組合に持ち込みした際に使用する計量伝票、し尿清掃券並びに集積所警告シールなどの作成に要した経費でございます。

次の計量機保守点検業務委託料につきましては、台貫計量器2台について年次自主点検を実施した経費でございます。

次のごみ集積所管理システム業務委託料につきましては、ごみ集積所の位置情報及び台帳管理を行うための地図データの更新に要した経費でございます。

続きまして、15ページ、16ページをお開きください。2目財産管理費の12節役務費につきましては、火災保険料として、ごみ処理施設、し尿処理施設、管理棟、エコプラザなどの建物備品災害共済保険料などがございます。

次に、13節委託料中、5行目の高圧電気設備細密点検業務委託料につきましては、電気事業法第42条による受電設備の点検に要した費用でございます。

次に、15節工事請負費の管理棟修繕工事につきましては、管理棟2階の上水配管の閉塞箇所の補修工事を実施したものでございます。

次の環境センター場内補修工事につきましては、場内の陥没したアスファルト舗装の補修工事等を実施したものでございます。

次の元荒川放流設備改修工事につきましては、現在使用されていない放流設備の旧排水口を閉塞するよう埼玉県より指導がなされたことから、閉塞工事を実施した費用でございます。なお、不用額の49万1,280円につきましては、契約落差による執行残によるものでございます。

次に、3目施設整備基金費、25節積立金につきましては、新たな施設建設など施設整備に必要な財源を確保するため、基金に積み立てた費用でございます。

次の4目公平委員会費から2項1目監査委員費につきましては、説明を省略させていただきます。

続いて、17ページ、18ページをお開きください。3款1項1目清掃総務費でございますが、11節需用費の3行目、光熱水費につきましては、電気料として1億350万1,106円のほか、水道料やガス代に要した経費でございます。なお、不用額の1,097万2,418円につきましては、電気料に係る燃料調整費がマイナスで推移したため、燃料調整費全体では年間でマイナス2,602万7,459円となったことによるものでございます。

次に、12節役務費の関係ですが、指定ごみ袋売捌き手数料につきましては、販売した指定ごみ袋1枚につき約3円を手数料として取扱店に交付したものでございます。また、指定ごみ袋売捌き手数料において年度末に予算の不足が生じたことから、同目11節需用費から8万4,000円を流用させ

ていただきました。

次の清掃券売捌き手数料につきましては、販売した清掃券の額の3%を取扱店に交付したものでございます。

続いて、13節委託料ですが、指定ごみ袋製作及び配送業務委託料につきましては、燃えるごみ用と燃やせないごみ用のそれぞれ3種類の指定ごみ袋の製作と指定ごみ袋取扱店の配送業務に要した経費でございます。また、指定ごみ袋製作及び配送業務委託料において年度末に予算の不足が生じたことから、同目11節需用費から20万9,000円を流用させていただきました。

次の粗大ごみ収集受付及び指定ごみ袋注文受付業務委託料につきましては、インフォメーションセンターにおいて粗大ごみ収集の予約受け付けや問い合わせ並びに指定ごみ袋取扱店からの注文受付を行う委託業務に要した経費でございます。

次の計量受付業務委託料につきましては、当組合に直接持ち込まれるごみの計量受付及び搬入ごみ手数料の徴収業務に要した経費でございます。

次の施設維持管理運転業務委託料につきましては、ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設並びにし尿処理施設の運転管理業務の委託に要した費用でございます。

次の27節公課費につきましては、公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、ごみ処理施設がばい煙発生施設に該当するため、硫黄酸化物などの発生量に応じて賦課金を納付したものでございます。

続きまして、2目じん芥処理費の11節需用費のうち消耗品費につきましては、ごみ焼却施設で使用するオイルフィルターやパッキン等の消耗品の購入に要した経費でございます。

次に、1つ飛びまして、薬品費につきましては、ごみの焼却に伴い発生する塩化水素を中和除去する消石灰並びに窒素酸化物を中和除去する尿素水のほか、ばいじんの無害化処理に必要なキレート剤などの薬品を購入した経費でございます。なお、不用額の251万7,865円につきましては、ごみ焼却施設の順調な運転が行えたことから、薬品の使用料を低く抑えられたことによるものでございます。

次に、13節委託料のうちの集金事務委託料につきましては、粗大ごみ収集やし尿収集に係る手数料の集金業務の委託に要した経費でございます。

次に、燃えるごみ等収集業務委託料につきましては、両市内のごみ集積所から燃えるごみ、燃やせないごみ、飲食料用缶などの収集並びに公共施設からの燃えるごみ等の収集に要した経費でございます。

次に、粗大ごみ収集業務委託料につきましては、粗大ごみを家庭の玄関先まで戸別に訪問して収集する業務の委託に要した経費でございます。

次に、2つ飛びまして、焼却灰・ばいじん等処分業務委託料につきましては、ごみを焼却する過程で排出された焼却灰やばいじんなどの資源化または最終処分に要した経費でございます。

続いて、19ページ、20ページをお開きください。上から2行目のごみ処理施設機器保守点検業務委託料につきましては、ごみ処理施設に設置されているクレーンの年次点検業務委託のほか、合計13件の機器保守点検や清掃業務委託に要した経費でございます。

次に、1つ飛びまして、ガラス類・ペットボトル処分業務委託料につきましては、ガラス類、ペットボトル、蛍光灯、乾電池、タイヤ、剪定枝などの処分をそれぞれ委託した経費でございます。

なお、委託料全体として、焼却灰等の予定処分量の減、機器保守点検業務における執行残及びガラス類、ペットボトル処分業務におけるガラス類の処分量の減により、不用額が生じているところでございます。

次に、15節工事請負費でございます。まず、焼却炉補修工事につきましては、延命化事業として実施した2号焼却炉本体補修工事のほか、耐火物補修工事等、合計4件の工事に要した経費でございます。

次のごみ処理施設機器補修工事は、延命化事業として実施した中央計器盤シーケンサー交換工事のほか、粗大ごみ処理施設機器補修工事や緊急補修工事など、合計24件の工事に要した経費でございます。

次に、3日し尿処理費でございます。11節需用費中の2行目、薬品費につきましては、し尿を処理する過程で使用する高分子凝集剤、液体硫酸アルミニウム、次亜塩素酸ソーダなどの薬品の購入に要した経費でございます。

次の機械修繕料につきましては、遠心分離器、ポンプ、ブロア、送風機など、合計8件の点検整備に要した経費でございます。

次に、13節委託料でございますが、し尿収集業務委託料につきましては、両市の延べ9,677世帯分の生し尿の収集を委託した経費でございます。

次のし尿処理施設清掃業務委託料につきましては、し尿処理施設で使用されている高度処理用活性炭の交換並びに各種貯留槽内の沈澱物の清掃、処分業務の委託に要した経費でございます。

1つ飛びまして、脱水汚泥処分業務委託料につきましては、し尿を処理する過程で発生する脱水汚泥をリサイクル及び処分する業務の委託に要した経費でございます。

次に、15節工事請負費のし尿処理施設機器補修工事につきましては、脱窒素槽攪拌ブロア交換工事をはじめ合計5件の工事に要した経費でございます。

次に、4目リサイクル促進費、8節の報償費につきましては、エコプラザで実施している体験講座並びにエコプラザまつりにおける物づくり体験を依頼した講師12名分の謝礼でございます。

次の11節需用費の消耗品費につきましては、し尿汚泥再生肥料1,300袋の購入やエコプラザまつりにおける牛乳パックとの交換会の品物として、トイレットペーパー2,000個などの購入に要した経費でございます。

次に、13節委託料のリサイクルプラザ運營業務委託料につきましては、土曜日、日曜日を中心に

施設運営の補助や家具等の補修業務として、上半期を蓮田市、下半期を白岡市のシルバー人材センターへの委託に要した経費でございます。

続きまして、21ページ、22ページをお開きください。4款公債費、1項公債費、1目元金におきましては、地方債の元金で、ごみ処理施設が5件、し尿処理施設が1件、リサイクルプラザ併設型ストックヤードが4件、合計10件の元金償還でございます。

次に、2目利子につきましては、地方債の利子で、ごみ処理施設が9件、し尿処理施設が1件、リサイクルプラザ併設型ストックヤード4件、合計14件の利子償還でございます。

なお、これらの内容につきましては、お手元の一般会計決算に係る主要な施策に関する説明書にも詳細につきまして掲載してございます。後でご参照いただければと思います。

以上で、大変雑駁ではありますが、平成28年度の一般会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

以上でございます。

○高木隆三議長 事務局の説明が終わりました。

ここで、決算審査を監査委員に受けていただいておりますので、代表監査委員から審査結果の報告をお願いいたします。

内田代表監査委員。

○内田 薫代表監査委員 ただいま議長からご指名をいただきました内田薫でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、鬼久保監査委員との合議により作成いたしましたお手元の決算審査意見書に基づきまして、2人を代表してご報告を申し上げます。

1ページをお開きください。第1の審査の対象、第2の審査の期日は、記載のとおりでございます。第3、審査の方法でございますが、平成28年度は従来の審査項目に新たに不正違法行為の防止対策への取り組み、内部統制の徹底、コンプライアンスへの取り組みに関する項目を追加して、会計管理者、事務局長や各課長からそれぞれの立場として、部下職員に対する方策、見解についてもあわせて報告を求めました。

次に、第4、審査の結果でございます。平成28年度の一般会計歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも関係法規に準拠して作成されており、各計数は適正なもの認められました。

次に、2ページをお開きください。決算の概要について申し上げます。1、総括でございます。歳入決算額は16億6,369万3,213円、歳出決算額は16億2,117万4,261円でございます。形式収支額は4,251万8,952円で、翌年度への繰り越し財源はございませんので、実質収支額は同額の黒字となっております。

次の2、財政規模の推移でございますが、平成28年度は平成27年度に比べて、歳入決算額は5億

392万1,586円、23.2%の減額、歳出決算額は4億8,301万4,253円で、23.0%の減額となっております。この減額の主な内容は、歳入においては、ごみ処理施設延命化事業費の財源の一部である組合債の借入額が4億9,950万円の減額となり、歳出においても同様にごみ処理施設延命化事業に係る工事費が5億95万3,000円の減額となったためでございます。全体といたしましては、厳しい財政状況下において健全な財政運営が図られたものと認められました。

次の3ページから8ページにかけては、平成27年度と比較をした歳入歳出の執行状況を款別に記載いたしましたので、恐れ入れますが、後ほどごらんいただきたいと思っております。

次に、9ページの第8は決算書の24ページから27ページにかけての財産に関する調書を記載したものでございますので、これも同様に後ほどごらんいただきたいと存じます。

次に、第9の結びでございます。決算審査については、1ページに記載したとおりでございますが、審査の結果を踏まえ、以下の提言、要望事項を述べさせていただきます。

まず、1、予算執行計画と補正予算流用についてでございます。決算説明資料によると、3款衛生費、1項清掃費、1目清掃総務費、12節役務費の指定ごみ袋売捌き手数料では24万7,000円、同じく13節委託料の指定ごみ袋製作及び配送業務委託料では117万3,000円を12月補正予算でそれぞれ減額しておりますが、同節の予算額に不足が生じたため、同目の需用費から役務費へ8万4,000円、委託料へ20万9,000円をそれぞれ流用増額しております。予算執行計画の具体的な活用を図るとともに、予算執行額については、常に予算執行計画と照合、確認を行い、適正な予算執行を行うべきでございます。

次に、2、工事の適正発注についてでございます。修繕工事等の発注は、組合建設工事等指名業者選定基準に基づいて指名業者の選定を行っておりますが、担当課から提出されました契約に関する説明資料によりますと、C級の機械工事の発注基準にA級に格付された業者が指名選定されたり、同種のD級工事の発注基準にA級やB級に格付されている業者が指名選定されていた事例が見受けられました。指名業者の選定に当たっては、選定基準に基づいて適正に指名選定すべきでございます。

次に、3、契約締結の時期についてでございます。業務委託や修繕工事の発注に際しましては、当組合で平成28年9月1日に作成した契約実務マニュアルに基づいて指名業者を選定し、契約の締結は、落札決定通知が業者に到着した日から7日以内に契約を締結すると定められておりますが、担当課から提出された契約に関する説明資料を審査したところ、指名競争入札で落札した落札業者が契約を締結するまでに27日間が経過しているものがございました。また、このほかにも修繕工事等も含めると、指名競争入札での落札業者との契約締結において、7日以上を経過して契約していたものが4件見受けられましたが、これらについては契約実務マニュアルに基づいて適切に処理すべきでございます。

最後になりますが、4、物品購入の納入期限の設定と指名競争入札についてでございます。施設

課の3款衛生費、1目清掃費、2目じん芥処理費の11節需用費の薬品費、これは特号消石灰でございますが、その購入において、蓮田白岡衛生組合物品購入単価契約約款第3条第3項の検査及び第4条の担保責任の規定を遵守し、適正な納入期限の設定を行うべきでございます。

また、本件の指名競争入札において、6者を指名して入札が執行されておりましたが、結果的に5者が入札を辞退しておりました。これらのことから、設計額の積算並びに指名業者の選定に当たっては慎重かつ適切に実施すべきでございます。

以上で平成28年度一般会計決算審査の報告を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○高木隆三議長 代表監査委員の報告が終わりました。



◎議案第12号に対する質疑

○高木隆三議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

12番、田中秀行議員。

○12番 田中秀行議員 12番、田中秀行です。今代表監査委員のほうからご説明があったのですが、歳入歳出決算事項別明細書の18ページ、先ほどあった予算の流用についてですけれども、もともと当初予算で設定していた計画と先ほど説明した時期に流用しなかった大きな理由というのをちょっとお聞かせ願いたいのですが。

○高木隆三議長 齋藤廃棄物対策課長。

○齋藤 晃廃棄物対策課長 ただいまの流用に関するご質問でございますけれども、まず昨年の12月に指定ごみ袋等の手数料と指定ごみ袋売捌き手数料、それから指定ごみ袋製作及び配送業務委託料につきまして補正をさせていただきました。当時4月から10月までの指定ごみ袋の販売の量が予算に対しまして伸びずにおりましたので、年度末において予算に満たない可能性があるということがわかりましたので、補正させていただいたものでございます。指定ごみ袋の売捌き手数料と指定ごみ袋製作及び配送業務委託料につきましては、この指定ごみ袋の販売とリンクしておりまして、販売の量が減ると、手数料等も減る、逆に伸びると、こちらも伸びるということになります。年度末の3月18日の朝の時点では予算内におさまることを確認させていただいたのですけれども、3月21日になりまして、最後の指定ごみ袋の注文が確認されまして、その時点で不足が生じることがわかったということでございます。大変申しわけございませんでした。

○高木隆三議長 3番、齋藤隆宗議員。

○3番 齋藤隆宗議員 内田監査委員の意見書の中の9ページ、提言、要望事項の2の工事の適正発

注について、この中にC級、A級という、こういう文字があるのですけれども、これは金額の大きさとか、仕事の難しさとか、それをあらわす言葉なのでしょうか。逆にA級に格付されていたほうがいい仕事ができるのだから、そちらでいいのではないかなという単純な理解をしてしまったもので。技術的なものまで評価してのAとかDなのか。どういうランクづけでこのAとかDという表示を使うのでしょうか。

○高木隆三議長 黒崎庶務課長。

○黒崎 晃庶務課長 この業者の級別でございますが、これについては発注をする金額においてA級からD級まで4ランクに分けさせていただいている現状でございます。まず、建設工事を例にとりて申し上げますと、A級については、1億円を超えるものをA級、B級につきましては3,000万円を超えて1億円以下、C級が800万円を超えて3,000万円以下、D級が800万円以下、この発注の金額によってランクを分けさせていただいております。

○高木隆三議長 3番、齋藤隆宗議員。

○3番 齋藤隆宗議員 今のは工事の金額によるA、B、Cと。このA級という項目、いわゆる施工業者のほうのランクというのは、どういう基準でAというのはやっているのでしょうか。

○高木隆三議長 小林施設課長。

○小林秀之施設課長 入札の業者にあつては、基本的に2年に1回入札がしたいということで、この組合のほうに入札の参加資格申請を行います。その中の書類に経営事項審査という項目がありまして、そこには数字で、その業種、例えば建設系に関しては千幾つとか、そういった数字で、その経営の母体、やれる技術量と、そういったものを総合評価した審査を第三者が行ったその審査票というのをつけてもらいますので、その点数をもって、高いほうのところからA、低いものをDというところで数字で切り分けたものでございます。

以上です。

○高木隆三議長 5番、船橋由貴子議員。

○5番 船橋由貴子議員 ただいまの質疑に関連しまして、指摘されているように、A級に格付された業者がC級の工事に指名発注されていたりというようになってしまった理由というのはどういうものがあるのですか。

○高木隆三議長 宮野事務局長。

○宮野俊彦事務局長 本来でしたら、工事のランクによって、同じランクであるとか、あと1つ上とか1つ下のランクまでは基準によって指名できるのですが、当組合の工事がごみ処理施設ということで特殊な業務でございます。業界でも特殊な業務ということで、業者の数も限られてきております。また、ごみ処理施設のプラントメーカー、こういったものにつきましてはA級のランクになっている事業所が多うございます。こちらの工事の発注金額によって下のランクでの工事に参入できないとなりますと、場合によっては入札等がなかなか難しくなるケースもございますので、本来は



まずいのですけれども、そちらの業務の兼ね合いを見まして、やむを得ずランクのほうを上ランクでも入れさせていただいているという状況でございますので、これにつきましては、蓮田市のほうでも今回入札の改革をしておりますので、その状況を見ながらマニュアル基準等も含めて再度見直しをしたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○高木隆三議長 5番、船橋由貴子議員。

○5番 船橋由貴子議員 入札が難しくなるというご説明だったのですけれども、今回、提言、要望事項としては、適正に指名選定すべきというようなことが書かれていまして、そのマニュアルを見直して、それができるものなのでしょうか。実際業者が少なければ、現実問題どういふふうに解決するのかなと思うのですが。

○高木隆三議長 宮野事務局長。

○宮野俊彦事務局長 マニュアルも含めて見直しということでございます。発注業者自体は、全くないということではございません。当然ごみ処理施設というのは全国にありますので、全国指定の業者がおりますので、全くないということではないのですけれども、数自体がすごく限られるということでございますので、そちらの業務に支障のない程度に基準等の見直しも含めて今後検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○高木隆三議長 5番、船橋由貴子議員。

○5番 船橋由貴子議員 では最後に、今回このように違うランクで指名選定されていた例というのはどのぐらいあるものなのですか。件数として把握されていますか。

○高木隆三議長 宮野事務局長。

○宮野俊彦事務局長 指名競争入札、工事に係る例をとりますと、全部で9件ございました。

以上でございます。

○高木隆三議長 12番、田中秀行議員。

○12番 田中秀行議員 12番、田中です。監査報告の中の3番、契約締結の時期についてというところで、契約実務マニュアルでは、指名業者を選定して、落札決定通知が業者に到着した日から7日以内に契約を締結することが定められている。しかし、ここに書いてあるとおり、指名競争入札で落札した業者がこの契約を27日も経過していたというものが見受けられたと。まず、この理由と、その後同じように修繕工事を含めると7日以上で契約しているものが4件見受けられたと。いずれも理由を説明してください。

○高木隆三議長 小林施設課長。

○小林秀之施設課長 27日間経過してからの契約だったというのは、この施設で行われましたコンプレッサーの点検業務委託の業務に係るものでございます。指名競争入札の日の後に決裁及びその後500万円以上の業務委託でありましたので、契約保証金の納入をもって契約とするという流れの中で、相手側の落札業者が契約保証金を用意するのに、今回事例が余りなかったため、社内で決裁を

受けたいということで、少し時間を待っていただきたいということで待っていました。それで数日たちまして、その後入金をするのに組合から納入通知書を出しまして、入金をされた後に、また入金したその伝票が組合に戻ってくるのに約1週間ぐらいかかりまして、結局のところ入札が終わってから契約まで約27日かかってしまったということでございます。

○高木隆三議長 宮野事務局長。

○宮野俊彦事務局長 そのほかの4件につきましても、今小林課長の話があったように、7日を超えて契約にかかってしまったということですが、同じ理由なのですが、業者のほうで契約保証金、こちらの納付を待って契約することになっているのですが、7日以内に納付が確認できなかったということがございますのが理由でございます。この件につきましては、実際入札の前の各社の説明の際にしっかりと徹底して、7日以内に契約の際には保証金を納めて契約をするということで、もう一度周知徹底させていただきたいと思っておりますので、今後このようなことのないようにさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○高木隆三議長 12番、田中秀行議員。

○12番 田中秀行議員 12番、田中秀行です。答弁ありがとうございました。説明等徹底していきたいということですがけれども、契約実務マニュアルに7日以内に契約を締結すると定めているのであれば、業者には説明したけれども、待つとか、再度徹底していきたくて済む話なのですか。そういうケースが多いのであれば、7日以内とかではなくて、20日以内とか、そういったことを検討しなくてはいけないのではないですか。

○高木隆三議長 宮野事務局長。

○宮野俊彦事務局長 マニュアルにつきましても、今後蓮田市の動向を見ながら、多少手直しですとか、そういったことも考えておりますので、もう一度実務に合ったやり方も考えなければいけないのですが、現行では7日となりますので、7日を維持するというところで、今後につきましては、今議員さんおっしゃるとおり、いろいろ実務の内容を見ながら検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○高木隆三議長 12番、田中秀行議員。

○12番 田中秀行議員 12番、田中です。理解いたしました。再度、最後にお聞きしたいのですけれども、入札してから7日以内に契約が締結できないケースというのが全体を通して多いのですか。指名競争入札をしたときに、落札業者に決定通知が届いてから7日以内に保証金だとか納めたりすることができないというケースが多いのですか。

○高木隆三議長 宮野事務局長。

○宮野俊彦事務局長 件数的にはそんなには多くはありませんが、業者によっては、待つほしいであるとか、いろいろと内部の決裁があるからとかという特別な事情を言うてくるケースもございま

すが、数的にはそれほど多くはございません。

以上でございます。

○高木隆三議長 8番、黒須大一郎議員。

○8番 黒須大一郎議員 明細書の18ページ、光熱水費についてお伺いしたいと思います。1億円余りあると思うのですが、もう少し詳細までお願いしたいと思います。内訳です。

○高木隆三議長 黒崎庶務課長。

○黒崎 晃庶務課長 光熱水費の関係でございますが、主なものとしては電気料がほとんどでございます。平成28年度におきましては、電気料の単価の算出の根拠となります燃料調整費というものが年度当初からマイナスで推移してございます。ちなみに数字を申し上げますと、4月の時点では1キロワット当たりマイナスの2.68円、夏場、普通は燃料調整費は高騰するケースが多いのですが、逆に28年度においては7月でマイナスの4.11円、年度末近く、2月、3月におきましても4円から3円台というマイナスをずっと推移していたということがございましたので、今回不用額等についても大きく出ている状況でございます。また、前々年度の27年度の実績を申し上げますと、燃料調整費では、4月当初はプラスの2.5円、年度末、後半になりまして、マイナスで推移していたのですが、それでも3月末現在でマイナスの2.2円というところでしたので、平成28年度は大きくマイナスの数値がありましたので、不用額が多く発生しているという状況でございます。

○高木隆三議長 8番、黒須大一郎議員。

○8番 黒須大一郎議員 詳細なので、電気料の細かいやつ、もちろんそれはそれで必要ですけども、全部10割が電気代なわけではないと思うので、その辺の内訳をまずはお話ししていただきたいと思います。

○高木隆三議長 黒崎庶務課長。

○黒崎 晃庶務課長 大変申しわけございません。内訳を申し上げます。光熱水費のまず電気料でございますが、電気料が1億350万1,106円でございます。もう一つ、水道使用料でございます。水道使用料が78万5,698円でございます。もう一つがLPガス使用料、これが9万8,503円です。以上3点の合計が1億438万5,307円という数字になってございます。

○高木隆三議長 12番、田中秀行議員。

○12番 田中秀行議員 12番、田中です。歳入歳出決算事項別明細書の6ページの施設整備基金費、施設整備基金積立金として約4,000万円積み立てていますがけれども、毎年決算で聞いていると思うのですがけれども、最終的に幾らまで積み立てていくのか、計画があればお願いします。

○高木隆三議長 黒崎庶務課長。

○黒崎 晃庶務課長 基金の条例を制定した際の目標額としましては、基金総額といたしまして3億8,000万円を目標額といたしまして、1年で2,500万円を目標額として積み立てをしているところでございます。

- 高木隆三議長 5番、船橋由貴子議員。
- 5番 船橋由貴子議員 雑入のところに関連して、主要施策の18ページになるかと思います。東京電力の損害賠償金として208万4,664円という詳細が書かれているわけなのですが、これはかかっている費用100%ちゃんと賠償されているのかどうかお尋ねいたします。
- 高木隆三議長 黒崎庶務課長。
- 黒崎 晃庶務課長 現在私どもが請求している金額を100%いただいております。
- 高木隆三議長 5番、船橋由貴子議員。
- 5番 船橋由貴子議員 その請求の内訳を教えてください。
- 高木隆三議長 黒崎庶務課長。
- 黒崎 晃庶務課長 今詳細はちょっと手元にないのですが、まず大きなものが放射能の測定に係る費用、それから焼却灰を埋め立てする際に放射性物質が混入されているという前提になりますと、単価が幾らか高騰します。通常の埋め立てと放射性物質を含んだ焼却灰との差額、こういったものを請求させていただいています。それから、消耗品といたしまして、タイベックスというような形で、焼却炉に入る際に防護服を余計に着用するということがありますので、そういった費用も含めて請求させていただいているものでございます。
- 高木隆三議長 5番、船橋由貴子議員。
- 5番 船橋由貴子議員 焼却灰の放射能の濃度とか測定結果を見ましても、まだ放射能が含まれているというのがわかるところで、これから先もぜひかかっている費用は東電のほうに請求していただきたいと思うのですが、今後についてはどう考えていらっしゃいますか。
- 高木隆三議長 黒崎庶務課長。
- 黒崎 晃庶務課長 今申し上げた費用がかかる以上は請求を続けていくという考えでございます。
- 高木隆三議長 8番、黒須大一郎議員。
- 8番 黒須大一郎議員 先ほど監査の報告にあった27日間の契約ができなかった件ですが、その間点検業務の委託ができなかったはずなのですが、どんなふうにしていたのですか。契約をしていないのに点検ができるわけがないので、締結していない27日間の間は何をしていたのですか。どのようにやっていたか。
- 高木隆三議長 小林施設課長。
- 小林秀之施設課長 この点検業務につきましては、約3カ月の期間をもってコンプレッサーを点検していただくと考えておりましたので、改修の時期が2週間から3週間おくれましたが、終了の時期に対してやれる範囲であったので、特に問題はなく業務委託を行っていただいたということでございます。
- 高木隆三議長 8番、黒須大一郎議員。
- 8番 黒須大一郎議員 業務委託している期間をずらしたのは当然だということはわかるのですけ

れども、前の契約と次の契約の間にタイムラグがあるわけですね。それとも、延長してもらったということですか。前の契約を延長してもらって、それで次の契約をするまで、その分は余分に払ったのですか。どのようになっているのですか。その契約の27日間、およそ1カ月の間、要するに業務委託しなくても済んでいたということではないのですか。

○高木隆三議長 小林施設課長。

○小林秀之施設課長 済みません。ご説明が不足しておりました。この業務につきましては、毎年毎年約3カ月間をかけて、たくさんあるコンプレッサーを全て点検していただくという業務でございまして、毎年毎年約3カ月の期間をもって点検しております。ですから、今回の28年度につきましても12月から2月の間の約3カ月の間に全てのコンプレッサーを点検していただくと。ですから、年間の契約でずっと保守をしていただくということではなく、機械が今どんな状態で、どこが悪いかどうかをチェックしていただくというのが今回の点検業務委託でございまして、1年のうちの3カ月の期間で業務が全て終わるということでございます。

以上です。

○高木隆三議長 8番、黒須大一郎議員。

○8番 黒須大一郎議員 例えが適切かどうかかわからないですけども、車の車検みたいなもので、車検日がずれてしまったみたいな感覚で理解してよろしいのでしょうか。

○高木隆三議長 小林施設課長。

○小林秀之施設課長 車検ですと法令的に1年ぴったりということであるのですが、この業務に関しましては、二、三週間のずれにつきましては、特にシビアな問題で法令的にひっかかっているわけでもないですし、3週間おくれたから点検ができなくなったとか、そういうことにはなっていないと考えられますので、支障はなかったと考えております。

以上です。

○高木隆三議長 5番、船橋由貴子議員。

○5番 船橋由貴子議員 14ページの総務管理費の一般管理費、13節委託料の真ん中のところに広報紙等作成業務委託料として46万8,172円が計上されているかと思うのですが、委託料の中で7番目に書かれています。こちらのほうなのですけども、年3回の発行ということで、市民の方たちにもいろいろ情報提供をするために必要な業務だと思うのですけれども、去年も年3回で、去年の決算を見ると84万7,764円という金額だったかと思うのですが、約半額ぐらいになっているかなと思ったのですけれども、これはどういうふうな理由なのですか。

○高木隆三議長 黒崎庶務課長。

○黒崎 晃庶務課長 広報紙の作成業務委託につきましては、入札によって業者の選定をしております。はっきり申し上げますと、業者のほうに年3回分という金額での札入れを事務局としてはお願いをしていたのですが、1回の発行分という金額の札入れをしてしまったところ、本来無効にすべ

きか有効にすべきかということで当該業者に諮ったところ、その金額でやらせていただくということになりましたので、実質的には3分の1の金額で実施ができてしまったということでございます。

○高木隆三議長 5番、船橋由貴子議員。

○5番 船橋由貴子議員 これは、28年度は特別な事情でこうなったということで、今後はまたもとに戻るといような理解でよろしいでしょうか。

○高木隆三議長 黒崎庶務課長。

○黒崎 晃庶務課長 はい、そのとおりでございます。

○高木隆三議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



#### ◎討 論

○高木隆三議長 これより討論を入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



#### ◎採 決

○高木隆三議長 これより採決に入ります。

議案第12号 平成28年度蓮田白岡衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○高木隆三議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時38分

○高木隆三議長 再開いたします。

現在員12名でございます。

休憩前に引き続き会議を開きます。



◎副管理者の挨拶

○高木隆三議長 ここで副管理者から挨拶のための発言を求められておりますので、これを許可します。

小島副管理者。

○小島 卓副管理者 議長のお許しをいただきましたので、9月定例会閉会前に一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、平成29年第3回蓮田白岡衛生組合議会定例会のご案内を申し上げましたところ、議員の皆様方におかれましては大変お忙しいところご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。また、ご提案を申し上げました議案につきましては、慎重なご審議の上、ご可決、ご認定を賜り、まことにありがとうございます。

本年度におけるごみ処理施設の延命化工事も着実に進んでおりまして、各施設ともに順調に稼働しているところでございます。今後におきましても、市民生活に支障を来すことのないよう適切な施設の維持管理に努めてまいりますので、議員の皆様のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。職員とともに職務に精励してまいりたいと存じます。

議員の皆様におかれましては、今後のご活躍とご健勝をご祈念申し上げ、閉会に当たりましての御礼のご挨拶にさせていただきます。本日は大変ありがとうございました。



◎閉会の宣告

○高木隆三議長 以上をもって本定例会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

これにて平成29年第3回蓮田白岡衛生組合議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時39分